

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成26年8月19日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 NREG東芝不動産株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ盛岡津志田店 盛岡市津志田南一丁目12番50号

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成22年10月25日ほか

オ 変更の理由 本社の住所変更及び代表者の変更並びに小売業者の変更のため

(2) 届出年月日 平成26年7月24日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 マックスバリュ東北株式会社

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ盛岡中屋敷店 盛岡市中屋敷町36番8号ほか

ウ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成24年7月10日ほか

オ 変更の理由 店舗名称の確定及び小売業者の合併のため

(2) 届出年月日 平成26年7月24日

(3) 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所